

令和 2 年 4 月 30 日

ばあとなあ会員各位

(公社) 青森県社会福祉士会
会 長 鳴 海 春 輝
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染拡大に伴う後見活動の配慮について（依頼）

本会の権利擁護センターばあとなあの取り組みに御協力をいただき、お礼申し上げます。
新型コロナウイルス感染拡大により、みなさまの地域でも大きな影響が出ておられることと存じます。新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和 2 年 3 月 19 日）では、「高齢者や持病のある方に接する機会のある、医療、介護、福祉ならびに一般の事業者で働く人は一層の感染対策を行うことが求められます。発熱や感冒症状の確認ならびに、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなどの対応が当分の間求められます」とされており、私たち社会福祉士は、より一層の感染対策と後見活動の両立が求められているところです。

また、外部からの面会を一部又は全部制限している施設や病院等をはじめ、職務上、感染予防の観点から施設や病院等への面会又は訪問を自粛又は制限している施設や病院等もあり、後見活動に著しい影響がでている会員も多くおられることと存じます。

このため、今回のような非常時においては、必ずしも月 1 回の面談が実施できないこともあり、会員各位におかれては、本人に不利益が生じないよう関係機関と連携を図りながら臨機応変な対応を図るとともに、後見人自身が感染者とならないよう、国、都道府県、市町村が発信する情報に十分留意しながら感染予防に努めた支援を行うよう、お願い申し上げます。

なお、ケースによっては、むしろ支援の拡充が必要な場合があることも想定されます。当然のことながら、その場合には、随時支援を増やすなど柔軟な対応をご検討ください。

今後も新しい情報等がありましたら、随時、会員のみなさまへ周知いたします。

参 考

2020 年 3 月 19 日

新型コロナウイルス感染症対応に関する 後見業務（本人との面談・支援会議への参加等）について

東京社会福祉士会・権利擁護センターばあとなあ東京
センター長 熊倉 千雅

新型コロナウイルス感染症については、日々状況や対応について、情報が発信されているところです。国の要請に基づき、都道府県や区市町村でも地域の実情に応じた対応要請が示されている地域もあり、被後見人等ご本人が施設や病院に入所・入院している場合、都内においても多くのところで当面の面会禁止、面会制限が行われています。

ばあとなあでは、被後見人本人の生活状況の把握や身上配慮のために月 1 回は訪問し、ご本人と面談をすることを基本的な実務として示していますが、このような状況下においては、ご本人の居所の対応に則り、必要に応じた対応をお願いします。後見人等による定期的な面談は、不急の場合はありますが、不要ということはありません。下記【参考】の②の「緊急やむを得ない場合」に該当するかを個別にご本人や支援関係者とも共有して対応を検討してください。

後見人自らが発熱等の症状が見られる場合は、ご本人との面談は控えること、緊急やむを得ない場合は、後見人に代わって行える支援関係者に対応を依頼するなど、臨機応変の対応を心がけて下さい。

面談が叶わない場合であっても、電話連絡等で支援関係者を通じてご本人の生活状況や心身状況を把握することは可能です。緊急時であっても可能な範囲で後見人等としての責務を果たすことをそれぞれが自覚してこの事態を乗り切ることが求められると考えます。

【参考】

厚生労働省は、一般の方向け Q & A にて「Q19 高齢者の多い社会福祉施設などでの感染対策」について、下記のようにまとめています。（以下、太字は、厚労省 HP より抜粋）

新型コロナウイルスについては、高齢者と基礎疾患がある方については重症化しやすいため、**高齢者介護施設等においては、ウイルスを持ち込まない、拡げないことに留意し、感染経路を絶つことが重要**です。このため、**施設等の指定・監督権限を持つ各自治体や関係団体を通じて、全国の施設等に対して対策の留意点などを示して感染対策の徹底を図っています。**

具体的には、各施設等において、厚生労働省が示した感染対策マニュアル等に基づき、高齢者や職員、さらには面会者や委託業者等へのマスクの着用を含む咳エチケットや手洗い・手指消毒用アルコールによる消毒等、サービス提供時におけるマスクやエプロン、手袋の着用、食事介助の前の手洗いや清潔な食器での提供の徹底等、感染経路を遮断するための取組を強く要請しています。

また、新型コロナウイルス感染症の発生状況等を踏まえ、

- ①職員は、出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が見られる場合には出勤を行わないことを徹底
- ②面会についても、緊急やむを得ない場合を除き、制限が望ましく、面会を行う場合でも、体温を計測し、発熱が認められる場合には面会を断ること
- ③委託業者等についても、物品の受け渡しは玄関など施設に限られた場所で行い、立ち入る場合には、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には立ち入りを断ることなどの取組も強く要請しています。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_ga_00001.html#Q19)

この他にも、下記には最新情報が日々アップされていますので、各自ご確認いただくことをお願いいたします。

- 厚生労働省：「新型コロナウイルス感染症について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#Q&A

- 東京都：「新型コロナウイルス感染症対策サイト」

<https://stopcovid19.metro.tokyo.lg.jp/>